

学術コンサルティング制度の概要①

学術コンサルティング制度：

企業等からの依頼を受けて、教職員が研究・教育及び専門的知識に基づき、共同研究等で実施が困難であった研究には当たらない技術指導・助言、学術・技術調査や機器分析等を通じ、事業化までの様々なステージにおける企業等の事業活動の支援を本務として勤務時間内に行うもの。

研究・開発段階別各制度等相関図



学術コンサルティング制度の概要②

学術コンサルティングのメニュー

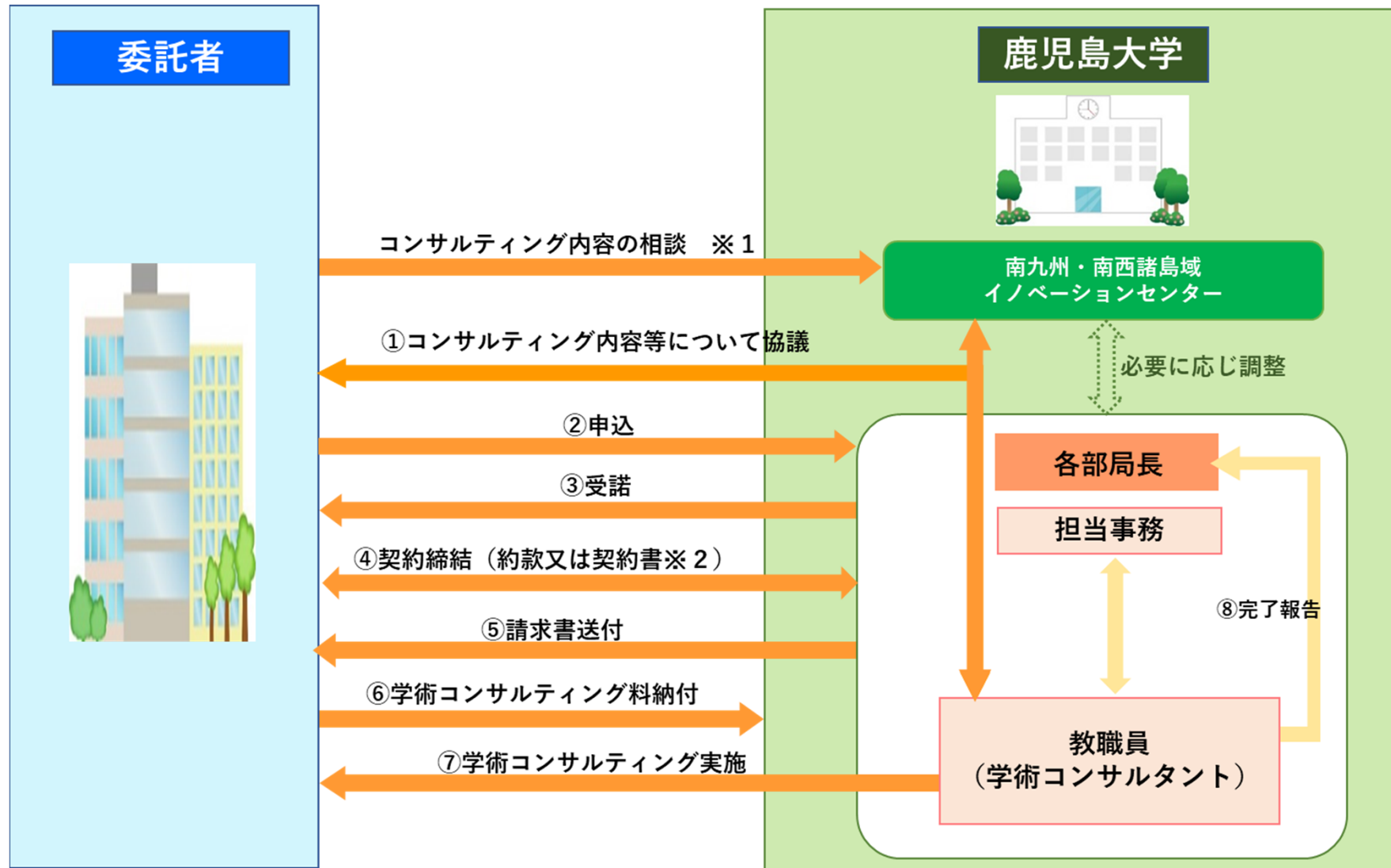
スパン	支援メニュー	ニーズ	支援内容	契約形態
中・長期	新規事業プランニング支援（コンセプト創出）	・新事業を創出するために助言が欲しい	・企業の新規事業の企画の実現や新規計画立案を支援	学術コンサルティング料（契約額）によって以下のとおり。 ▶100万円未満 約款（修正不可） ▶100万円～300万円未満 約款あるいは契約書 ▶300万円以上 契約書
	先端技術・学術知見動向調査	・新事業に係る最近の技術動向を把握したい。 ・関連する技術等に係る海外の学会等の情報が欲しい	・先端研究の調査や技術の動向の調査並びに事業計画や開発に関する有益な情報の提供	
短期	共同研究プレ検討	・共同研究実施前に技術的可能性を検証するため予備実験を行いたい ・共同研究の方向性を確認したい	・共同研究前の技術的可能性の検証 ・共同研究前の予備的な実験・計測・解析等の実施	
	技術/経営相談	・製造過程で明らかになった技術的課題について指導助言がほしい ・経営上の課題について助言がほしい	・技術的、経営的課題に対する解決策等の助言	
	意見交換・情報提供	・技術に関する幅広い分野の知識や今後の動向等に関する情報が欲しい ・地域政策立案に係る知見を伺いたい	・専門知識や研究の動向等についての情報提供等	
	機器分析指導	・機器による計測・解析等を行って現状の課題を解決してほしい ・専門的立場から実験・生産機器の正しい取扱い方法を指導してほしい	・機器による測定を行い、その結果を踏まえ、専門的見地から問題解決方法を助言 ・新規導入機器の取扱いアドバイス・調整	
短・中期	技術教育	・社員への技術教育のための研修【ただし複数回】行ってほしい。	・企業のニーズに沿った技術研修セミナー等の企画・実施【ただし複数回】	

学術コンサルティング料（①+②の合算額）

①直接経費		②間接経費
指導料	必要経費	直接経費の30%
2万円以上/時間	コンサルティングに必要な旅費、機器利用料、協力者の人件費、消耗品費等	

学術コンサルティング制度の概要③

学術コンサルティングの手続き



※1 学術コンサルティング制度に関することや依頼先がわからない場合の相談の受付

※2 学術コンサルティング料（契約額）が100万円以上となる場合は契約書締結手続き可（ただし300万円以上の場合は契約書による）

学術コンサルティング制度の概要④

既存制度との比較等

区分	学術コンサルティング	共同研究	受託研究	寄附	兼業
規程等	学術コンサルティング規則	共同研究取扱規則	受託研究取扱規則	寄附金等受入規則	職員兼業規則等
概要（目的）	企業等の幅広い課題・要望に対し、教職員が専門的知識に基づき、指導助言、技術調査、情報提供等を通じて支援を行うもの	民間企業等から研究経費を受け入れ、本学研究者と民間企業等の研究者が、共通の課題に共同で研究に取り組み、課題の解決を図る研究	民間企業等から課題とともに委託・研究経費を受けて本学研究者が研究し、その成果を委託者に報告する研究		
実施形態	本務	本務	本務	-	本務外
実施場所	原則学内	学内	学内	特に制限なし	学外（時間外）
契約	学術コンサルティング約款 あるいは 学術コンサルティング契約	共同研究契約	受託研究契約	なし	個人 あるいは なし
知的財産の取扱い	知的財産が発生しない範囲で実施。発生する（発生した）場合は速やかに中止、受託研究又は共同研究へ移行	契約書において権利に関する取扱いについて定める。	原則本学が権利を有する。取扱いは契約書において定める。	研究の結果、生まれた知財は本学に帰属 （寄附者に成果等の還元は不可）	-
間接経費 （研究管理経費）	直接経費の30%	直接経費の30%	直接経費の30%	直接経費の2%	なし